

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

平成27年

目 次

議案第 131 号 鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1

議案第 131 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後児童健全育成事業所の利用定員1人当たりの面積基準を、  
既存の事業所に対しては適用しないこととする経過措置を定めると  
ともに、鎌倉市子どもの家条例に規定する子どもの家の利用定員に  
ついて特例措置を定めるものである。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年10月条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 3 第8条第2項の規定は、この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育  
成事業所については、平成32年3月31日までの間、適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(子どもの家条例の一部改正)

- 2 鎌倉市子どもの家条例(昭和50年6月条例第4号)の一部を次のように改  
正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則  
に次の1項を加える。

(利用定員の特例)

- 2 基準条例付則第3項の規定が適用される場合にあつては、第2条及び別  
表第1の規定にかかわらず、市長は利用定員を別に定めることができる。